

令和3年度

個人情報保護制度の運用状況について

尾 鷲 市

1 個人情報取扱事務の届出

実施機関は、個人情報を取り扱う事務を開始しようとするときは、あらかじめその取扱事務の名称、利用の目的等についての届出を市長に行わなければなりません。令和2年度末現在における個人情報取扱事務の実施機関別の登録件数は277件で、令和3年度における開始の届出は5件でした。

実施機関名	件数	内個人番号利用事務
市長	221	45
議会	3	0
教育委員会	37	1
選挙管理委員会	9	0
監査委員事務局	2	0
農業委員会	4	0
固定資産評価審査委員会	1	0
合計	277	46

2 個人情報取扱事務の廃止、変更の届出

実施機関は、個人情報取扱事務の届出に係る取扱事務を廃止する場合、変更する場合はその旨を届出なければなりません。令和3年度における変更登録及び廃止の届出はありませんでした。

3 実施機関別の登録

令和3年3月31日現在における、個人情報取扱事務の実施機関別の登録件数は、昨年度末から5件増の282件となっています。

実施機関名	件数	内個人番号利用事務
市長	226	49
議会	3	0
教育委員会	37	1
選挙管理委員会	9	0
監査委員事務局	2	0
農業委員会	4	0
固定資産評価審査委員会	1	0
合計	282	50

4 個人情報開示、訂正、是正の請求等

令和3年度における個人情報の開示請求件数は10件で、訂正、是正の請求は0件でした。

月別請求件数 (単位：件)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
開示	1	0	0	0	0	0	0
訂正	0	0	0	0	0	0	0
是正	0	0	0	0	0	0	0
非開示	0	0	0	0	0	0	0

	11月	12月	1月	2月	3月	計
開示	3	2	2	1	1	10
訂正	0	0	0	0	0	0
是正	0	0	0	0	0	0
非開示	0	0	0	0	0	0

5 個人情報開示請求者別状況

開示請求者別の状況は次のとおりです。

請求者別状況 (単位：人)

本人		7
遺族		1
成年後見人		0
代理人	未成年者	1
	特別の理由	1
※請求資格なし		0

6 開示の請求の決定状況

令和2年度における個人情報開示請求に対する決定状況は、部分開示決定が5件、保存年限超過による該当情報の不存在が2件でした。

区分	請求	開示	未決定	部分開示	非開示	不存在
件数	10	7	0	3	0	0

7 目的外利用及び外部提供

実施機関は、目的外利用等の根拠がある場合は、個人情報取扱事務の目的の範囲を超えて個人情報を実施機関の内部で利用し、または、実施機関以外のものへ提供することができますが、令和3年度における目的外利用の届出は0件、外部提供の届出は0件でした。

8 審査請求の状況

個人情報の開示、訂正、是正の目的外利用等の中止の請求に対する決定に対して、審査請求ができるようになってはいますが、令和3年度の審査請求の件数は0件でした。

不服申立の件数	0
処理件数	0

9 審査会の処理状況

(1) 令和3年度に尾鷲市個人情報保護審査会に諮問された件数は0件でした。

(2) 第1回尾鷲市個人情報保護審査会

日時：令和3年4月22日（木）午後2時20分から

議題：1 個人情報保護制度の運用状況について

10 個人情報開示請求の内容及び処理状況

整理 番号	請求内容	実施機関及び 主管課	決定内容	根拠規定（個人情報保護条例）	請求年月 日	決定年月 日	実施年月 日	公開方法	備考
				部分開示・非開示等理由					
1	病院カルテ	総合病院	開示		R3. 4. 28	R3. 5. 11	R3. 5. 11	写しの交付	市外個人
2	病院カルテ	総合病院	開示		R3. 11. 16	R3. 11. 16	R3. 11. 16	写しの交付	市外個人
3	病院カルテ	総合病院	開示		R3. 11. 26	R3. 12. 1	R3. 12. 1	写しの交付	市外法人
4	病院カルテ	総合病院	開示		R3. 11. 29	R3. 12. 2	R3. 12. 2	写しの交付	市外個人
5	病院カルテ	総合病院	開示		R3. 12. 14	R3. 12. 27	R3. 12. 27	写しの交付	市内個人
6	病院カルテ	総合病院	部分開示	第17条第3号 第三者の権利利益を侵害するお それがあるため	R3. 12. 15	R3. 12. 23	R3. 12. 23	写しの交付	市外個人
7	病院カルテ	総合病院	開示		R4. 1. 24	R4. 1. 28	R4. 1. 28	写しの交付	市外個人
8	病院カルテ	総合病院	開示		R4. 1. 26	R4. 2. 4	R4. 2. 4	写しの交付	市外個人
9	病院カルテ	総合病院	部分開示	第17条第3号 第三者の権利利益を侵害するお それがあるため	R4. 2. 21	R4. 3. 3	R4. 3. 3	写しの交付	市内個人
10	病院カルテ	総合病院	部分開示	第17条第3号 第三者の権利利益を侵害するお それがあるため	R4. 3. 3	R4. 3. 15	R4. 3. 15	写しの交付	市内個人